

質問第二九号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「費用と効果（便益）の関係」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十二月十七日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「費用と効果（便益）の関係」に関する質問主意書

環境省が令和三年十月に評価を実施した、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案に対する規制の事前評価書に記載の「五 費用と効果（便益）の関係」の部分について、以下質問する。

事前評価書の遵守費用などは一事例のみに基づいて試算されているように思われる。しかし、規制に伴い発生する遵守費用は正確な試算は通常困難であり、楽観的試算（想定される試算のうち、多額に見積もる試算）と悲観的試算（想定される試算のうち、少額に見積もる試算）を算出した上で総合的に比較検討する方が一般的ではないかと考える。一つの試算のみに限定して「本措置は正当化されるものと考えられる」と判断するに至った根拠は何か、政府の見解を伺う。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された

い。

右質問する。